○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第三百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　通則（第三条・第五条）
第二節　積付け（第六条・第七条）
第三節　運送の申込みおよび引受け（第八条・第十条）
第四節　貨物の受取および引渡し（第十一条・第十七条）
第五節　指図（第二十条・第二十一条）
第六節　運賃、料金等（第二十二条・第二十八条）
第七節　事故（第二十九条・第三十一条）
第八節　運賃、料金等（第三十二条・第三十八条）
第九節　運送賠償（第三十九条・第四十二条）
第十節　責任（第四十三条・第四十六条）
第三章　積込みまたは取卸し等（第四十七条・第四十八条）
第三章の二　利用運送等（第四十九条・第六十四条）
第四章　雑則（第六十五条・第六十八条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　特別の約束や貨物運送に関する慣行のないときは、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習によります。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　運送の開始、貨物の受取および引渡しの日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当為上の理由のある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　発送期間　貨物を受け取ったはじめを含む一日

二　目的地の到着期限　発送期間を含む三日

三　集配海陸の端数は一日とします。ただし、

2　前項の期間は、特別の約束のない場合は、これをもって延着とします。

（運送の申込み及び引受け）

第六条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当為上の理由のある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第七条　発送期間　貨物を受け取ったはじめを含む一日

二　目的地の到着期限　当該貨物を受け取った日を含む二日

三　集配海陸の端数は一日とします。

2　前項の期間は、特別の約束のない場合は、これをもって延着とします。

（運送の申込み及び引受け）

第八条　当店は、次の事項を記載した運送申込書（以下「申込書」という。）は、次の事項を記載した運送申込書（以下「申込書」という。）を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに所及び電話番号

二　貨物の品名、品質及び重量又は容積及びその荷造りの種類及び個数

三　荷受人の氏名又は商号並びに所及び電話番号

四　集貨及び配達及び引渡の場所及びその荷造りの種類及び個数

五　運送の後利用

六　運賃、料金（第十七条第一項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する代機手数料、第三十六条に規定する積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

七　荷受人の氏名又は商号並びに所及び電話番号

八　第六十一条に規定する積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

九　第六十二条に規定する貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、その旨

十　運送保険に付することを委託するときは、その旨

十一　特約事項があるときは、その内容

十二　木材等の内容について承諾書

十三　木材等の内容について承諾書

十四　その他の必要な事項

2　前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店が定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込みを行なうときは、前項の規定にかかわらず、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することをもって、運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第九条　当店は、前条第一項に規定する申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　運賃、料金等の額

2　当店は、申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（運送の申込み及び引受け）

第十条　当店は、運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質について運送申込書に疑いがあるときは、その内容を点検するように申込者に求めます。

2　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、その旨を申込者に